

速度取締り指針

令和4年7月
秋田東警察署

秋田東警察署の速度取締り重点

次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。

ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施することがある。

重点路線	重点時間帯	区間	規制速度
国道13号	11:00～13:00 14:00～16:00	四ッ小屋～河辺神内	法定
県道秋田八郎潟線	7:00～9:00 15:00～17:00	新藤田～添川	40キロ及び50キロ
県道秋田昭和線	7:00～9:00 16:00～18:00	添川～上北手	法定及び50キロ

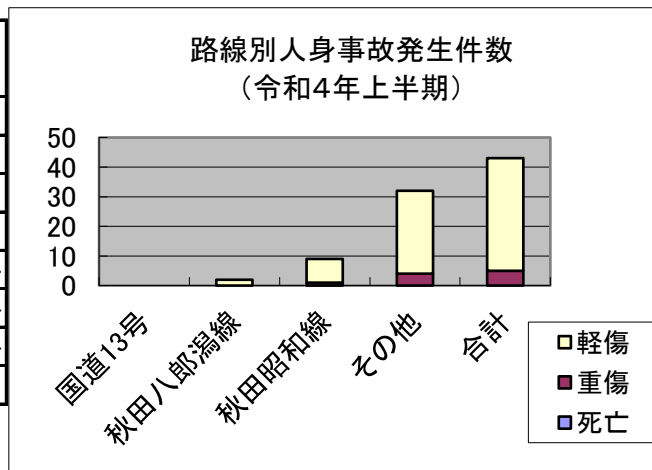
【速度取締りの必要性と波及効果】

主要幹線道路における速度取締りにより速度抑制をして、道路線上の通行速度の抑制を図り交通事故の防止を図る。

秋田東警察署管内における交通実態等

令和4年上半期交通事故発生状況 (6月30日現在発生件数)				
路線別発生状況				
	死亡	重傷	軽傷	計
国道13号	0	0	0(3)	0(3)件
秋田八郎潟線	0	0(0)	2(6)	2(6)件
秋田昭和線	0	1(1)	8(16)	9(17)件
その他	0(2)	4(7)	28(34)	32(43)件
計	0(2)件	5(8)件	38(59)件	43(69)件

()内件数は前年上半期のもの



- 国道13号は、主要な幹線道路であり、交通事故が発生すれば重大事故になるおそれがある。実勢速度が速いことから速度抑制を図る必要がある。
- 県道秋田八郎潟線は、旭川小学校の通学路となっており、通勤通学時間帯の交通量が多い。実勢速度が速いことから、速度取締りにより速度を抑制する必要がある。
- 県道秋田昭和線は、国道7号と国道13号を結ぶバイパス道路であり、昼夜を問わず交通量が多く、県道の中では交通事故の発生件数が最も多い。

取締り要望

- 旭川小学校通学路における速度超過違反の取締り
- 御所野地内における速度超過違反の取締り

～その他の交通指導取締り要点～

- 国道13号においては、速度違反のほか、レッド警戒走行、駐留警戒の実施
- 通学路・生活道路における速度違反、交差点関連違反取締り、横断歩行者妨害の取締り
- 県道秋田昭和線における、速度取締り、交差点関連違反取締り、駐留警戒の実施
- 市街地における自転車運転者に対する指導・歩行者の保護誘導活動を強化